

令和4年12月

乙訓環境衛生組合第4回議会

会 議 録

乙訓環境衛生組合議会

乙訓環境衛生組合議会令和4年第4回定例会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	1
○開会	2
○日程 1	会議録署名議員の指名	3
○日程 2	会期の決定	3
○日程 3	管理者の諸報告	3
○日程 4	監査報告第5号 例月出納検査の結果報告について	4
	監査報告第6号 定期監査の結果報告について	4
○日程 5	第11号議案 監査委員の選任について	5
○日程 6	第12号議案 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更 について.....	6
○日程 7	第13号議案 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整 備に関する条例の制定について.....	7
○日程 8	第14号議案 乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例 及び乙訓環境衛生組合会計年度任用職員の 給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 について.....	8
○日程 9	第15号議案 令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計補正 予算（第3号）について.....	9
○閉会	13

乙訓環境衛生組合議会令和4年第4回定例会

議事日程第4号

令和4年12月23日(金)

午前10時00分開議

○出席議員(9名)

向日市	佐藤新一 議員	飛鳥井佳子 議員
	太田秀明 議員	
長岡京市	田村直義 議員	富田達也 議員
	小原明大 議員	
大山崎町	堀内古比呂 議員	山中一成 議員
	徳本修司 議員	

○欠席議員

なし

○事務局職員出席者

書記 水田将史 主査

○地方自治法第121条の規定により、説明のために出席した者(8名)

前川光	管理者(大山崎町長)
中小路健吾	副管理者(長岡京市長)
安田守	副管理者(向日市長)
山田勝吉	監査委員
河野一武	事務局 長
北村光子	会計 管理 者
古賀一徳	総務 課 長
服部潤	施設 業務 課 長

○議事日程

日程 1	会議録署名議員の指名
日程 2	会期の決定
日程 3	管理者の諸報告
日程 4	監査報告第5号 例月出納検査の結果報告について 監査報告第6号 定期監査の結果報告について

日程 5	第11号議案	監査委員の選任について
日程 6	第12号議案	京都府市町村職員退職手当組合格約の変更について
日程 7	第13号議案	職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程 8	第14号議案	乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例及び乙訓環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程 9	第15号議案	令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）について

○会議録署名議員

長岡京市 富田達也 議員
 大山崎町 堀内古比呂 議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前10時00分

○田村直義議長 皆さん、おはようございます。

会議に入ります前に、今回、大山崎町議会の議員改選によりまして、本組合議会の議員に交代がございましたので、この際ご紹介をさせていただきます。

本年11月1日付で本組合議会議員となられました堀内古比呂議員です。

○堀内古比呂議員 おはようございます。日本共産党の堀内古比呂です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○田村直義議長 同じく徳本修司議員です。

○徳本修司議員 おはようございます。よろしくお願ひします。

○田村直義議長 同じく山中一成議員です。

○山中一成議員 改めて、おはようございます。4年ぶりに帰って参りました。皆さんと一緒に二市一町のごみ行政をしっかりと進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○田村直義議長 ありがとうございます。皆さん、よろしくお願ひいたします。

また、大山崎町長選挙で当選されました前川光大山崎町長が令和4年12月5日付で本組合管理者に就任されましたので報告させていただきます。

○前川 光管理者 よろしくお願ひします。

○田村直義議長 よろしくお願ひいたします。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は9名であります。地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓環境衛生組合議会令和4年第4回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、この場をお借りして、本日の定例会における対応へのお願いがあります。各定例会の冒頭でもお願いをいたしておりますが、長時間、密閉空間に集まることによる、新型コロナウイルスへの感染リスクに備える観点から、今回の定例会におきましても議案への質疑内容はできる限り要点を絞っていただき、円滑に議会運営を行えますよう皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、富田達也議員、堀内古比呂議員の両議員を指名いたします。

○

○**田村直義議長** 次に日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

○

○**田村直義議長** 次に日程3、「管理者の諸報告」であります。

前川管理者。

○**前川 光管理者** 改めまして、おはようございます。本日、ここに乙訓環境衛生組合議会令和4年第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

管理者報告に入ります前に、ただいま議長からご紹介がありましたとおり、去る10月16日の大山崎町議会の議員改選によりまして、11月1日付で本組合議員として、堀内古比呂議員、徳本修司議員、山中一成議員の各議員が選出されました。お迎えをいたしました議員各位におかれましては、今後とも格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、本組合の管理者についてでございますが、先の大山崎町議会議員選挙と同日に執行されました、大山崎町長選挙で再選を果たすことができ、私、前川が引き続き本組合の管理者の職に就かせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

それでは、管理者諸報告を申し上げます。

初めに、「第24回リサイクルフェア」の開催結果等についてであります。リサイクル推進事業の一環といたしまして、毎年10月に開催し、本年で第24回となりまし

たりサイクルフェアは10月3日から10月25日までの期間、本組合ホームページの中でリサイクルフェア特設ページによるオンライン開催をいたしました。開催期間中の特設ページアクセス件数は、延べ約5,200件あり、再生自転車46台、再生家具50点をそれぞれ販売いたしましたほか、オンライン上で施設見学ができるバーチャル施設見学や廃棄物処理工程の紹介動画、環境クイズ等のコーナーを制作し、ごみの減量とリサイクルの推進、地球温暖化防止対策等に関する地域住民の皆さんの意識啓発に取り組んだところであります。

また、外部啓発活動といたしましては、11月11日から12月11日までの期間で開催されました「京都環境フェスティバル2022」はオンラインで参加いたしました、同月27日に開催されました「第14回長岡京市環境フェア」ではブースを出展し、再生ガラスを使用したサンドブラスト教室の無料体験のほか、サントリーグループにもご協力いただき、本年4月から取り組みを開始しました「ボトルt o ボトルリサイクル事業」の啓発等に取り組みいたしました。

今後におきましても、本組合ホームページやオンラインで開催しているリサイクルフェアで作成いたしました各コンテンツも活用し、ごみの減量、リサイクルや地球温暖化防止など、環境問題に対する啓発に取り組んで参ります。

次に、組合長黒埋立地用地の社会福祉法人乙訓福祉会への一部無償貸付けについてであります。令和4年11月30日を期限として、社会福祉会、乙訓福祉会へ貸付けをいたしておりました、長黒埋立地用地の一部につきましては、京都府乙訓市町会より貸付期間の延長について要請を受けましたことから、同法人が策定されております、移転計画に基づき、令和7年度中の移転を厳守することを前提として貸付期間を1年間延長することとし、令和4年12月1日付で社会福祉法人乙訓福祉会、京都府乙訓市町会及び乙訓環境衛生組合の三者によりまして、土地使用貸借契約を締結いたしました。なお、貸付期間中は、当該法人の移転計画の進捗状況につきましても、その都度報告を受けることといたしております。

以上、管理者の諸報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○田村直義議長 以上で、管理者諸報告を終わります。

○

○田村直義議長 次に日程4、監査報告第5号「例月出納検査の結果報告」について及び監査報告第6号「定期監査の結果報告」についてであります。監査委員の報告を求めます。

山田監査委員。

○山田勝吉監査委員 おはようございます。それでは、最初に例月出納検査の結果報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施いたしました。検査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のと

おりであります。

次に定期監査の結果報告をいたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和4年10月26日に定期監査を実施いたしました。監査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

なお、報告書に記載のとおり、監査を実施した各所管に係る財務等に関する事務事業の執行については、適正に処理されていたことを申し添えます。

以上、例月出納検査及び定期監査の結果報告といたします。

○田村直義議長 ありがとうございます。以上で、例月出納検査の結果報告及び定期監査の結果報告を終わります。

○

○田村直義議長 次に日程5、第11号議案「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山中一成議員の退席を求めます。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程5、第11号議案「監査委員の選任について」その提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、現在、本組合の監査委員は識見を有する者として、山田勝吉氏、大島完治氏が選任され、また議員の中から選任されている監査委員に、大山崎町の島一嘉議員が選任されておられましたが、去る10月の大山崎町議会議員改選により本組合議会議員が交替となりましたことから、現在監査委員が欠員となっているところであります。このことから、新たに議員の中から選任する監査委員として山中一成氏を適任と認め選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び乙訓環境衛生組合規約第11条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。山中一成氏の略歴につきましては、議案参考に記載のとおりであります。地方自治に精通され地方財政にも深い識見を有しておられる方でございます。

よろしくご討議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○田村直義議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第11号議案について、原案どおり同意することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第11号議案、監査委員の選任については、原案どおり同意されました。

○

○**田村直義議長** 次に日程6、第12号議案「京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○**前川 光管理者** それでは日程6、第12号議案「京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について」その提案理由のご説明を申し上げます。

一部事務組合は、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定によりまして、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更する場合は、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないとされており、その協議につきまして関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないこととされております。

本案は、京都府市町村職員退職手当組合を組織する、相楽郡広域事務組合が名称を変更することに伴い、組合理約を変更することにつきまして、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、この規約は令和5年4月1日より施行することといたしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○**田村直義議長** ただいま提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第12号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第12号議案、京都府市町村職員退職手当組合理約の変更につい

ては、原案どおり可決されました。

○

○**田村直義議長** 次に日程7、第13号議案「職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○**前川 光管理者** それでは日程7、第13号議案「職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」その提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和3年6月に公布されました地方公務員法の一部を改正する法律が、令和5年4月1日から施行され、地方公務員の定年年齢が令和5年度から段階的に引き上げられ、令和13年度には65歳になるとともに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制等が創設されることに伴いまして、本組合における定年制度につきまして、関係条例の整備を行うものであります。

改正の内容についてであります。乙訓環境衛生組合職員の定年等に関する条例につきましては、職員の定年年齢を令和5年度から2年に1歳ずつ引き上げ、令和13年度から65歳とし、管理監督職勤務上限年齢を60歳と定めるほか、60歳に達した日以降に退職した職員について、短時間勤務の職として採用することができる定年前再任用短時間勤務職員について定めるものであります。その他、法改正に伴いまして、現行の乙訓環境衛生組合職員の再任用に関する条例を廃止するとともに、定年の引上げに関する関係条例の整備を行うものであります。

次に、本条例は令和5年4月1日から施行することといたしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**田村直義議長** ただいま提案理由の説明がりましたが、本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

小原議員。

○**小原明大議員** この定年の引上げということですが、先ほど監査委員さんの報告の中でも定年の延長を見据えた人事の管理をということがあったと思うんですが、定年引上げによって定数管理をどうしていくかというところで、あまり採用が空いてしまったりしてもバランスの問題が出てくると思いますので、どのようにお考えかというのを少し教えてください。

○**田村直義議長** 河野事務局長。

○**河野一武事務局長** 今回の定年引上げに伴いましては、最終的には65歳になるということになっております。組合といたしましては、今後の施設整備等を考えますと、DBO制度を活用した施設整備に切り替えをしていくということを踏まえまして、組合全体の定員管理につきましては、一定今整理をさせていただいているところでございます。

また、新規採用の関係につきましても、やはり一定のダブリ期間というのは生じるか

かもしれませんが、組合職員の年齢構成がいびつにならないような形で、定期的に良いタイミングを見ながら定員補充をしていきたい、そのように考えてございます。

○田村直義議長 よろしいですか。

他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第13号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第13号議案、職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案どおり可決されました。

○

○田村直義議長 次に日程8、第14号議案「乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例及び乙訓環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程8、第14号議案「乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例及び乙訓環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての提案理由をご説明申し上げます。

ご案内のとおり、国家公務員の給与改正につきましては、去る8月8日に人事院から国会及び内閣に対し勧告がなされたところであり、その内容は、民間給与との較差の程度を踏まえ、月例給を引き上げるもの等でありました。これを受け、政府は人事院勧告どおり実施することで、給与関連法が成立し、11月18日に公布されたところであります。

本組合の給与改定につきましては、地方公務員法に規定されている均衡の原則に則り、国や関係市町村等の動向を踏まえ、総合的な判断の下、改正を行うものであります。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

第1条では、12月期の勤勉手当の支給割合を0.1月分引上げ、現行の0.95月分から1.05月分とし、令和4年度の期末・勤勉手当の年間支給割合を4.3月分から4.4月分に引き上げるものであります。また、再任用職員の勤勉手当の支給割合についても、国と同様の引き上げを行うものであります。

次に、給与月額について若年層に重点を置き、別表のとおり平均改定率0.3%の引

き上げ改定を行うものであります。

次に、第2条では、令和5年度以降の勤勉手当について、6月期と12月期の配分を変更する改正であり、年間支給率については変更はございません。

次に、第3条では、会計年度任用職員に適用される給料表について、関係市町の取り扱いを参考として、同様の改正を行うものであります。

次に、本条例の施行期日であります。第1条及び第3条につきましては、公布の日から施行し、第1条につきましては、令和4年4月1日から適用することといたしております。また、第2条におきましては、令和5年4月1日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○田村直義議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第14号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第14号議案、乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例及び乙訓環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○田村直義議長 次に日程9、第15号議案「令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 日程9、第15号議案「令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)について」ご説明を申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算額に376万6,000円を増額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ15億2,617万4,000円とするものであります。

それでは、補正予算書3ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書のうち、5ページの歳入から順次ご説明を申し上げます。

まず、歳入では款2、使用料及び手数料、項2、手数料におきまして、事業系一般廃

棄物の搬入量が減少したことにより、ごみ手数料で543万円を減額するものであります。

次に、款3、財産収入、項2、財産売払収入では、金属類やペットボトルの売払単価の高騰により、有価物売払代金を753万8,000円を増額するものであります。

次に、款6、諸収入、項2、雑入では、3号炉の単炉運転日数が増加したことによる余剰電力売却料の増額や、公務災害補償基金還付金等を合わせまして165万8,000円を増額するものであります。

次に、6ページからの歳出では、款2、総務費、目1、一般管理費におきまして、先ほど議決を賜りました給与条例の改正及び本年4月1日の人事異動に伴う対象職員数の減等による人件費の減額のほか、委託契約差金を合わせまして967万3,000円を減額するものであります。また目5、基金費では財政調整基金積立金におきまして、2,234万9,000円を増額するものであります。なお、今回の補正後での財政調整基金の令和4年度末現在高見込額は5,763万5,000円となる見込みであります。

次に、款3、衛生費、目1、清掃総務費では、先ほどの一般管理費と同様に給与条例の改正及び人事異動等により、人件費で95万円を増額するものであります。

次に、目2、ごみ処理費では、ごみ処理施設の卸市場価格調整単価の変動による光熱水費の減額、また、委託契約差金を合わせまして745万1,000円を減額するものであります。

次に、目5、リサイクルプラザ費では、目2、ごみ処理費と同様、光熱水費の減額及び委託契約差金を合わせまして127万5,000円を減額するものであります。

次に、目6、ストックヤード管理費では、廃乾電池及び廃蛍光灯の排出量の減により、処理委託料の減額のほか、委託契約差金を合わせて113万4,000円を減額するものであります。

以上で、令和4年度乙訓環境衛生組一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○田村直義議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

よろしいですか。

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

（「なし」の声あり）

次に、賛成討論を求めます。

（「なし」の声あり）

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第15号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第15号議案、令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)については、原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際でありますので、何か他にございましたらお願いいたします。

太田議員。

○**太田秀明議員** あまりにも時間が早過ぎて、一言だけ。先ほど、管理者報告で乙訓福祉会の件ありましたよね。これ、何回目の延長なのか。そして、お互いに解決する方法というのは積極的に見いだそうとしている姿勢が全く見えないと思うんです。別にそこを使うということに誰もデメリットがないので異論はないということの上で、ずっと延長されてきていると思うんですけど、乙環の方針としては、そこは将来使う見込みがないということであれば、例えば売却するとかそういう方法がありますよね。乙訓福祉会についても、この地で慣れているので安住の地といいますか使い勝手が良いということになれば、そういう解決方法も見いだせるのではないかなというふうに思うんです。

お互いに何の努力もしないで、ずっと延長していくのは一番楽で良いと思うんですけども、それでは行政の姿勢としては好ましくないのではないかなというふうに思いますが、その辺はどのように考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

○**田村直義議長** 河野事務局長。

○**河野一武事務局長** 今、乙訓福祉会の土地の関係でございますけれども、令和7年を目途に返却いただくということで、今移転計画の方を福祉会の方で整理をされているという状況でございます。本組合の用地の今後の活用方法でございますけれども、前回の施設整備基本構想にも一定整理の方はさせていただいておりますけれども、例えば災害が起きた場合の災害廃棄物の仮置き場等の活用方法というのも、組合としては考えているところでございます。ただ、あの用地が不必要であるということではございませんので、そこだけよろしくお願ひしたい、そのように思います。

○**田村直義議長** 太田議員。

○**太田秀明議員** そういうことで、何回か繰り返し繰り返し延長をしているんですよね。その行政目的である土地を、目的外用地ということになるんですよね。それって、福祉ですからいいんじゃないかと、誰も反対しないと思うんですよね。だけど、いつの時点かでは決着を見なければならぬ。ぎりぎりになった段階で出ていってくれということになると、乙訓福祉会についてもたまったもんじゃないということになりますので、そういうことのないようにお互いに早期に決着を図っていくという。例えば、用地確保については二市一町は協力していくとか、いろんな方法があると思うんですけども、是非その辺のところを管理者にお聞きするのが一番良いと思うのですが、もしお考えがあるのならお伺ひしたいと思います。

○**田村直義議長** 前川管理者。

○前川 光管理者 今、事務方からお話ししましたように、解決に向かって令和7年度に返してもらう状態で、順調に進んでいっております。用地に関しても確保されておられています。

○太田秀明議員 そうですか。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 そういうことは、早いこと説明をしていただいたら、私は聞くこともなかったんですけど。ということになると、令和7年が現実的なものになるという理解でいいんですか。

○田村直義議長 前川管理者。

○前川 光管理者 そのとおりでございます。

○太田秀明議員 ならば、そういうことを最初にお答えいただけたらありがたいと。何か、いつも答弁がちょっと足りないような気がするんですけど、その辺も含めて反省をしていただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

○田村直義議長 他、ございますか。

よろしいですか。

それでは、ここで中小路副管理者からの発言の申出がありますので、これを許可いたします。

中小路副管理者。

○中小路健吾副管理者 ただいま、議長からの発言のお許しをいただきましたので、貴重なお時間頂戴いたしまして、私の任期中で本組合最後の議会になろうかと存じますので、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

平成27年の1月から2期8年にわたりまして、乙訓環境衛生組合副管理者を仰せつかりましたが、これまで関係市町の厳しい財政状況が続く中、安全・安定した廃棄物処理を継続すべく関係市町と協力・連携を図りながら、次期一般廃棄物処理基本計画の策定等に取り組み、また新型コロナウイルス感染が拡大する状況下におきましても、重要な外部インフラであります廃棄物処理施設の継続運転に努めて参りました。様々な課題はございましたけれども、議員各位のご指導・ご協力を賜り、ここに職務を全うできたことを心から厚く御礼を申し上げます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、今後、十分健康にご留意いただきまして、本組合のさらなる発展のため一層のご尽力をいただきますよう、また皆さん方のご健勝・ご活躍をお祈り申し上げます、簡単ではございますけれどもお礼のご挨拶とさせていただきます。

どうも、お世話になりました。ありがとうございました。

○田村直義議長 ありがとうございます。

これをもちまして、乙訓環境衛生組合議会令和4年第4回定例会を閉会いたします。

本日は、ご苦労さまでした。

閉会 午前 10時38分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓環境衛生組合議会議長 田村直義

乙訓環境衛生組合議会議員 富田達也

乙訓環境衛生組合議会議員 堀内古比呂